1. 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、遺言者の妻川越松子（昭和○年○月○日生）に相続させる。
2. 遺言者の死亡以前に前記妻川越松子が死亡していた場合は、遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、遺言者の長女坂戸竹子（昭和○年○月○日生）に相続させる。
3. 遺言者の死亡以前に前記妻川越松子及び前記長女坂戸竹子の両名が死亡していた場合は、遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、遺言者の孫坂戸七雄（平成○年○月○日生）に相続させる。